

納期内納付で安心な暮らしを！

～町税の納付についてお願い～

町民のみなさんからご負担いただく町税は、私たちの暮らしを支える大切な財源です。
道路や福祉、教育、防災など、身近な行政サービスの多くが、町税によって成り立っています。

納期内納付を お願いします

町税は、決められた納期限までに納めていただくことが法律で定められています。

◎納期内に納めていただくことで、滞納による延滞金の負担もなく、安心して日々の生活を送っていただけます。

滞納を続けて しまうと…

長期間納付されない場合や、再三の督促にも応じていただけない場合には「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」へ移管し、税法に基づく強制的な差押えなどの処分が行われることもあります。

【納税は義務であるとともに、暮らしの基盤を守るために大切な財源です。】

納税にお困りの際は ご相談ください

病気や失業など、やむを得ない事情で納税が困難な時は、「そのままにせず、まずは納税課までご相談ください」。状況に応じた納税方法や猶予制度を案内できます。



口座振替が便利です！

「うっかり納め忘れた…」を防ぐには、口座振替が便利でおすすめです。一度手続きしておけば、毎回の納税の手間が省け、確実に納付が行えます。ぜひご利用ください。

**Q. 口座振替の手続きは
どうやるの？**

A. 町指定の金融機関または郵便局でお手続き可能です。申込用紙は役場にもご用意していますので、ぜひご相談ください。

ちょっと気になる納税の Q & A

納税のことってちょっとわかりづらい……そんな声にお応えしてよくある質問をまとめました。「こんな時はどうしたらいいの？」、「困ったときはどうすれば？」といった不安に、少しでもお応えできればと思っています。

納税は、暮らしを支える大切なしくみ。でも、事情がある時は一人で抱えずに、どうぞお気軽にご相談ください。みなさんの状況に応じて丁寧にお話を伺います。

Q. 納付書はコンビニでも使えますか？

A. バーコード付きの納付書であれば全国のコンビニで利用可能です。

Q. 差押えの前に教えてもらえるの？

A. 多くの場合、催告書や納付のご案内を通じてお知らせしていますが、連絡が取れず放置されている場合は事前通知なしで差押えを行うこともあります。

Q. 差押えは、具体的に何が対象になるの？

A. 預貯金・給与・生命保険・自動車・不動産など、調査によって把握できた財産が対象になります。
※場合によっては勤務先へ通知が行くこともあります。

Q. 分割で払っていたら、差押えされない？

A. 分割納付中でも法令に基づき財産調査を継続的に行います。その中で、納税相談の際に申告されていない財産を発見した場合は滞納処分（差押）に移ることもあります。

差押え実績

令和6年度 216件(19,394,021円)

令和7年度 175件(11,301,451円)

令和7年度 差押え実績内訳

預貯金	147件	9,496,573円
給与・年金	7件	1,561,423円
生命保険	11件	11,813円
還付金	8件	231,142円
その他債権	2件	500円



問い合わせは、納税課（直通 ☎74-0754）まで。